



令和7年度 在宅育児支援給付金のご案内

小坂町では、在宅で育児をしている保護者に対して、経済的負担の軽減を目的に在宅育児支援給付金を給付します。

給付対象に該当し、令和7年度に給付を希望する場合は、申請書と添付書類を小坂町教育委員会事務局へ提出してください。給付金は、要件を満たし、申請をした月の分から給付となります。申請が遅れた場合、遡及して給付は行いませんのでご注意ください。

対象者の要件について

★下記の要件を全て満たしている方が対象です。要件を満たした日から申請できます。

対象児童

- ・小坂町に住所を有していること
- ・生後8週間を超え、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの間であること※

対象児童の保護者

- ・小坂町に住所を有していること
 - ・保育園等の未就学施設を利用せずに、在宅で育児をしていること
- （未就学施設：小坂町内及び町外の保育所、幼稚園、認定こども園、事業所内保育所等）

※お子さんが3歳の誕生日を迎えてから1回目の3月31日を迎えるまで



給付額

対象児童1人につき月額15,000円

支給月

7月、10月、1月、翌年度4月

支給月に支給月前月分までをまとめて給付します。

必要書類

- ☐ 在宅育児支援給付金給付申請書
- ☐ 申請者と対象児童の健康保険証等のコピー（扶養関係確認）
- ☐ 申請者と対象児童の住民票
- ☐ 債権者登録・変更申請書
- ☐ 振込先口座番号、名義人を確認できる書類のコピー（通帳見開き1ページ目またはキャッシュカードのコピー）

申請について

お子さんが生後8週間を超えた日（生後57日目）から申請できます。

申請書は小坂町教育委員会で配布しているほか、小坂町のホームページにも掲載しています。

申請・お問い合わせ先

小坂町教育委員会事務局 総務班
小坂町小坂字砂森7-1（セパーム事務室内）
☎0186-29-2342

在宅育児支援給付金 Q&A



Q1	父母が仕事をされていて、子どもを祖父母に預けている場合は対象になるの？
A1	祖父母に預けていても、お子さんが保育所等を利用していない場合は、対象になります。
Q2	子どもが2人いて、2人とも在宅で育児している場合、給付額は月額いくらになるの？
A2	要件に該当するお子さん1人につき月額15,000円が給付されます。 2人いる場合は、月額15,000円×2人＝月額30,000円が申請者に給付されます。
Q3	第1子は保育所に預けているが、第2子は在宅で育児している。給付の対象になるの？
A3	保育所に通っていない第2子のお子さんについては給付対象になります。
Q4	いつ給付されるの？
A4	支給月に支給月前月分までをまとめて給付します。 給付要件を満たした方が4月中に申請した場合は、7月に4月分・5月分・6月分を給付します。
Q5	申請者の名前は父でも母でもいいの？
A5	はい。父母のどちらのお名前でも申請しても大丈夫です。
Q6	在宅育児支援給付金をもらっていましたが、年度の途中から子どもが保育所に入りました。給付金の給付はどうなるの？
A6	お子さんが保育所に入所した月から、給付対象の要件に該当しなくなります。その際、届出が必要です。小坂町教育委員会にご連絡をお願いします。
Q7	給付金は、要件を満たした月の分から給付されるの？
A7	給付金は、要件を満たし、申請をした月の分から給付となります。遡及して給付は行いません。
Q8	昨年度に給付金の給付決定を受けていました。今年度も申請書の提出が必要ですか。
A8	はい。給付金は、年度ごとに給付決定を行っています。昨年度に給付決定を受けた方でも、今年度分の給付を希望する場合は、申請書の提出が必要です。
Q9	郵送で申請をすることはできるの？
A9	はい。郵送で申請いただいても構いません。その際、申請書の記入漏れ、添付書類の不足のないようお願いします。郵送で申請する場合は下記の宛先に送付をお願いします。 【宛先】〒017-0201 秋田県鹿角郡小坂町小坂字砂森7-1 小坂町教育委員会 総務班あて ※封筒の表面に、「在宅育児支援給付金申請書 在中」とご記入をお願いします。